





ど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。

また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入しました。

○車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）

○一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

#### 【国土交通省プレスリリース】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000308.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html)

#### 【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

[https://youtu.be/Szz2ZF7Gd\\_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c](https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c)

---

(2) 事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

(配信日：R5.9.29)

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表しました。

#### 記

#### ○ 重要調査対象事故

- ・大型トラックの追突事故（山梨県甲州市）

国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000597.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000597.html)

#### ※対象事故について

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

(参考)

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/jikochousa/report1.html>

---

(3) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(配信日：R5.8.18)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

#### 1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

#### 2. 補助事業の内容

(公財) 日本自動車輸送技術協会並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

- (公財) 日本自動車輸送技術協会 申請ポータルサイト

<https://jata-shinsei.my.site.com/portal>

- 国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/01asv/esc\\_05.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/01asv/esc_05.html)

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/subcontents/jikoboushi.html>

#### 3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所：(公財) 日本自動車輸送技術協会

- 申請受付期間：上記 (公財) 日本自動車輸送技術協会 申請ポータルサイトをご確認ください。

#### 4. 留意点

- 今年度より申請受付窓口が「(公財) 日本自動車輸送技術協会」に変わりました。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

- 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であ

っても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

---

(4) 第1回自動車運送事業安全対策検討会開催 (R5. 7. 21)

(配信日 : R5. 8. 4)

令和3年3月に策定した総合安全プラン2025の目標達成に向けて、事業者による運行管理の実効性を高め、効果的な交通事故防止策を検討するため、この度「自動車運送事業安全対策検討会」を設置し、第1回検討会では、最近の交通事故発生状況を報告するとともに、令和5年度の取組について検討を行いました。

検討会HP : [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000059.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000059.html)

---

(5)トラックにおける安全確保の徹底について

(配信日 : R5. 5. 19)

5月16日(火)午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、岩手県一関市に向けて乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した(5月17日(水)9時現在)。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について改めて周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
  - (1) 確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること
  - (2) 乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと
  - (3) 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」(以下「指導監督マニュアル」という。)に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

※指導監督マニュアルトラック事業者編概要編

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck\\_gaiyohen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf)

※指導監督マニュアルトラック事業者編本編

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck\\_honpen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf)

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

---

#### (6) 貸切バスにおける安全確保の徹底について

(配信日：R5.5.19)

5月16日(火)午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、岩手県一関市に向けて乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した(5月17日(水)9時現在)。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

については、貸切バスの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について改めて周知徹底を図られたい。

#### 記

1. 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」(以下「指導監督マニュアル」という。)に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時には、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

- (1) 高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること

- (2) 状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること。

※指導監督マニュアルバス事業者編 概要編

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus\\_](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_)

gaiyohen.pdf

※指導監督マニュアルバス事業者編 本編

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bushonpen.pdf>

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

---

(7) 健康起因事故防止～睡眠時無呼吸症候群及び緑内障の啓発動画について～  
(配信日：R4.12.16)

国土交通省では、健康起因事故防止に向けて各種マニュアルを整備しております。この度、公益財団法人国際交通安全学会より、睡眠時無呼吸症候群及び緑内障に関する啓発動画の紹介を受けましたので、本メールマガジンで展開いたします。簡単なアンケート（5分程度）もございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

・ 動画紹介URL：[https://www.iatss.or.jp/movie/?from=navi\\_pulldown\\_e](https://www.iatss.or.jp/movie/?from=navi_pulldown_e)

・ アンケートURL：(睡眠時無呼吸症候群)

<https://forms.gle/gj1jSKfudTiW8zv5>

(緑内障)

<https://forms.gle/db8iPTv3qnzAaa128>

※本内容に関するお問い合わせは、公益財団法人国際交通安全学会へご連絡頂きますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

<https://www.iatss.or.jp/contact.html>

---

(8) 運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について  
(配信日：R4.12.9)

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、今月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷する事故が発生しました。

輸送の安全確保は自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも運送事業者の方々には健康起因事故を防止するための様々な取り組みを実施していただ





連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

( <https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

